

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、県立看護師養成所の入学料を免除することができることとした。（附則第5項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、職業能力開発校の入学料を免除することができることとした。（附則第4項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、産業技術短期大学校の入学料を免除することができることとした。（附則第3項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、農業大学校の入学料を免除することができることとした。（附則第4項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、県立高等学校の入学料を免除することができることとした。（附則第4項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）